

● 本年度から事前予約が必要になりました ●

確定申告、市・県民税申告の手続きはお早めに ☎課税課 ☎70・5611

3年分所得税の確定申告期間は、土・日・祝日を除く  
2月16日(水)～3月15日(火)です。

市役所での確定申告は、電話かインターネットでの予約が必要です。市・県民税申告の予約は不要ですが、確定申告期間中に市県民税の申告をする場合は、15時以降の受け付けになります。郵送での申告も可能です。確定申告書関係用紙は、大和税務署と市役所課税課で配布します(同課では2月上旬配布予定)。国税庁HP

(<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。同庁HPの確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力することで、税額を自動計算し、申告書を作成できます。詳しくは同庁HPを見てください。

市役所での受け付け【要事前予約】

市役所では、7ページにある表の日程で確定申告書の作成・相談を行います。主な収入が年金、給与、一時所得のみで源泉徴収票のある方が対象です(報酬・支払調書は含みません)。営業・農業などの事業を営む方、不動産・譲渡・配当・退職所得のある方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除を受ける方は、税理士か同署に申告相談してください。

大和税務署での受け付け【事前予約か現地受け付け】

同署では、所得税の確定申告期間中に申告書作成会場を設置します。2月20日・27日の各日曜日は、確定申告の相談を受け付けます。給与所得者や年金受給者で、医療費控除(セルフメディケーション税制の適用含む)・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方など、所得税と復興特別所得税の還付申告書提出のみの場合は、1月4日(火)から受け付けます。自書や同庁HPの確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を郵送で提出することもできます。封筒に申告者の住所・氏名を明記し、〒242-8567大和市中中央5-14-22大和税務署へ郵送してください。確定申告書などの控えが必要な方は、返信先を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

土地・建物・株式の売却や贈与を受けた方は同署へ問い合わせてください。期間中は大変混み合うので、還付申告は早めに行ってください。閉庁日の土・日曜日と祝日に申告書を提出する方は、同署に備え付けの「時間外収受箱」を利用してください。詳しくは、同署 ☎046・262・9411

便利なe-Tax【所得税電子申告】

同庁HPの確定申告書等作成コーナーで作成したデータを直接申告できます。詳しくはHP <https://www.e-tax.nta.go.jp> か同署へ電話。

税理士などによる確定申告無料相談

【事前予約か現地受け付け】


税理士などによる無料申告相談を7ページにある表の日程で行います。土地・建物や株式などの譲渡所得のある場合を除く、年金・給与所得者の所得税と復興特別所得税の確定申告が対象です。譲渡所得や高額所得、今年初めての住宅借入金等特別控除、贈与所得など、内容が複雑な相談はご遠慮ください。事前予約など詳しくは同署へ電話。

市・県民税の申告

市・県民税の申告会場を7ページにある表の日程で開設します。4年1月1日に市内に居住していた方は、所得税の確定申告をする必要のない方でも、市・県民税の申告は必要です。4年度市・県民税を計算するための基礎資料になるほか、介護保険・国民健康保険・福祉年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料になります。

- ① 所得税の確定申告をした
  - ② 同一世帯で扶養されている
  - ③ 前年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている
  - ④ 前年中の収入が400万円以下の公的年金のみで、源泉徴収の控除内容に変更や追加がない
- のいずれかに該当する方は、申告不要です。

● 事前予約

予約方法	申込期間	予約可能枠
電話予約 ☎0570・000・610	2/1(火)～2/28(月)9:00～17:00 (土・日曜日、祝日は除く)	期間：2/16(水)～3/15(火) ① 9:00～9:30 ⑤ 13:00～13:30 ② 9:30～10:00 ⑥ 13:30～14:00 ③ 10:00～10:30 ⑦ 14:00～14:30 ④ 10:30～11:00 ⑧ 14:30～15:00
インターネット予約  <a href="https://tax-consul.jp/kanagawa/ayase-city/">https://tax-consul.jp/kanagawa/ayase-city/</a>	2/1(火)9:00～3/14(月)17:00	※提出のみの方は、予約不要 ※定員になり次第終了

● 市役所に開設する窓口・期間

	内容	実施日	時 <sup>※1</sup>	場 <sup>※2</sup>	対
市・県民税申告	申告書作成・相談 <sup>※3</sup>	2/1(火)～3/15(火) (土・日曜日、祝日は除く)	予約不要 2/16～3/15は 15:00以降	7階 市民展示ホール	申告が必要な方
	申告書提出のみ		予約不要 8:30～12:15 13:00～17:00		作成済みの申告書を提出する方
確定申告	申告書作成・相談 (税理士による無料相談)	2/2(水)～2/4(金)	事前予約か 現地受け付け 申し込みなど詳細は 同署へ要確認	J1-1会議室	【所得】給与(報酬・支払調書は含みません)・年金・一時のみ 【控除】医療費(セルフメディケーション税制の適用含む)、社会保険料、生命保険料など(住宅借入金等特別控除は除く)
	申告書作成・相談	2/16(水)～3/15(火) (土・日曜日、祝日は除く)	事前予約制 9:00～11:00 13:00～15:00		作成済みの申告書を提出する方
	申告書提出のみ	2/2(水)～2/4(金) 2/16(水)～3/15(火) (土・日曜日、祝日は除く)	予約不要 8:30～11:30 予約不要 8:30～15:30		

▶注意事項▶※1 電話かインターネットで予約してください▶※2 車で来庁の際は市役所駐車場のほか、市民文化センター第2駐車場北側(大釜がある駐車場)や、綾瀬タウンヒルズショッピングセンター屋上駐車場も利用できます▶※3 市県民税申告は2月1日から3月15日までですが、2月16日以降は15時以降になりません。また、2月2・3・4日は、税理士による無料相談と重なるため混雑が予想されます

確定申告・市県民税の申告時の持ち物

確定申告書作成・相談の方は、①～⑨・⑪～⑬、市・県民税申告書作成・相談の方は①～⑩を持参してください。確定申告書、市・県民税申告書の提出のみの方は、申告書に②～⑩を添付したものを持参してください。

- ① 筆記用具・電卓
- ② 申告する方と被扶養者のマイナンバー確認書類  
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載されている住民票の写しのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、その写し
- ③ 申告する方の本人確認書類  
マイナンバーカード、運転免許証か健康保険証などのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、その写し
- ④ 前年中の収入が分かる資料  
令和3年分源泉徴収票(原本)など
- ⑤ 支払い社会保険料の年間集計額  
国民年金保険料は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は「納付額のお知らせ」(1月下旬までに郵送)
- ⑥ 生命保険・地震保険など各種控除証明書
- ⑦ 医療費控除の明細書  
従来の医療費控除を受ける方。セルフメディケーション税制は受けられません  
※ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が、医療費控除などの申告を行う場合は、全てのふるさと納税の内容を申告書に記載する必要があります  
※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記載を省略できますが、自己負担額が記載されていないものは不可  
※医療費控除を受ける場合には「医療費控除の明細書【内訳書】」の提出が必要となり、領収書の提出ができません
- ⑧ 特定一般用医薬品など購入費の領収書などに基づく医療費の明細書とその年分に特定健康診査などの一定の取り組みを行ったことを明らかにする次の書類のいずれか1点  
セルフメディケーション税制を受ける方。従来の医療費控除は受けられません  
(1) インフルエンザの予防接種、定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症など)の領収書か予防接種済証  
(2) 市区町村のがん検診の領収書か結果通知表  
(3) 職場で受けた定期健康診断の結果通知表  
※「定期健康診断」か勤務先名称の記載のあるもの  
(4) 特定健康診査の領収書か結果通知表  
※「特定健康診査」か保険者名の記載のあるもの  
(5) 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書か結果通知表  
※勤務先名称か保険者名の記載のあるもの
- ⑨ 寄附した団体などから交付された寄附金の受領証  
寄附金控除を受ける方
- ⑩ 親族関係書類と送金関係書類  
国外居住親族にかかる扶養控除などの適用を受ける方
- ⑪ 申告する方の銀行などの口座番号の控え  
還付の場合に必要
- ⑫ 申告書の控え  
令和2年分の確定申告をしている方
- ⑬ お知らせはがき  
税務署から届いた方